

構成組織・地方連合会名：自治労、記入者(担当者)：氷室局長、ヤロシュ書記、記入日：3月25日

※E列に連合原案を挿入しています。

対象 ※プルダウンから 選択	ページ	項目	連合の原案	意見・修正案	【E列に修正案を記載した場合のみ】 修正理由
社会保障構想	P8	1.(5)社会保障	そのため、子ども・子育て支援については、社会全体で支えていく目的を踏まえれば、「子ども・子育て支援金」を見直し、公費による財源確保を検討する必要がある。その他の制度については、基本的には現行の枠組を堅持しつつ、「国民皆保険・皆年金」の下、医療・介護・年金の社会保険制度が持続可能となるよう、	<意見> 子ども・子育て支援金について社会保険料に財源を求めることは負担と給付の関係において疑義がある。市民全体で負担をする意味において税による徴収が相応しい。	
社会保障構想	P11	2.(4)	労働者にとっての健康の維持・増進には、1日の3分の1を過ごす職場の環境が大きな要素となる。長時間労働の抑止や夜勤負担の軽減をはじめ、ワーク・ライフ・バランスが確保できる勤務体制の確保、労働安全衛生の強化などが重要である。	<修正> ワーク・ライフ・バランスが確保できる勤務体制の確保、メンタルヘルス対策をはじめ使用者の安全配慮義務の徹底や労働安全衛生の強化などが重要である。	メンタルヘルス不調で休職する者や医療機関の受診者数も増加傾向にあることから加筆。
社会保障構想	P19	各論1.(1)③	一方、保護者の就業率の上昇や、保護者の就業を問わず、保育所などに通っていない3歳未満の子どもが保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」の導入により、保育需要は当面増加が見込まれる。	<修正> 「こども誰でも通園制度」の導入により、 <b>人員も含めた受け入れ体制の強化が急務となっている。</b> 保育需要は当面増加が見込まれる。	2026年からこども誰でも通園制度が導入されることにより、保育需要の増加というより、受け入れ側の人員不足の顕在化や混乱が生じることが懸念されるため修正。
社会保障構想	P20	各論1.(2)①C)	<b>「こども家庭センター」</b> を市区町村ごとに最低1ヶ所ずつ設置し、乳幼児期から思春期、青年期に至るまでのすべての子どもとその保護者があらゆる相談・支援サービスをワンストップで受けられるとともに、アウトリーチ機能を有する機関とする	<修正> こども家庭センターを市区町村ごとに最低1か所ずつ設置するとともに、 <b>その多岐にわたる業務に対応できる体制を構築し、</b>	こども家庭センターの支援メニューは非常に多岐にわたるため加筆。
社会保障構想	P22	各論1.(2)③e)	施設や人員配置等の最低基準を法制化し保育の質を向上させ、子どもが安全に生活でき、	<加筆> 施設や人員配置等の最低基準を法制化し保育の質を向上させ、 <b>全小学校地区において、子どもが安全に生活でき、</b>	表現の補強
社会保障構想	P27	2. 社会的セーフティネット (2)①e)ア)		<修正案> 拡大する所得格差やその固定化や貧困の連鎖を是正するために、 <b>税および社会保険における所得再分配機能を強化する。</b> また、制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えて、医療・介護・保育・障がいに関する自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度」を導入する。	「社会保険においても所得再分配を行う」とされているが、社会保険で一定の所得再分配は行われており、さらに強化する観点から、修文。
社会保障構想	P29	各論3.(1)②	、外来も含め「地域医療構想」を見直し、地域の実態や特性に応じた医療提供体制の整備が課題である。	外来も含め「地域医療構想」を見直し、 <b>2次医療圏まで含め、地域の実態や特性に応じた医療提供体制の整備が課題である。</b>	

対象 ※プルダウンから 選択	ページ	項目	連合の原案	意見・修正案	【E列に修正案を記載した場合のみ】 修正理由
社会保障構想	P29 ～30		公立・公的か民間かを問わずあらゆる設置主体の医療機関が参画するもとの	公立・公的、また民間 <u>まで含めた</u> かを問わずあらゆる設置主体の医療機関が参画するもとの	いずれのセクターも包含される表現に修正
社会保障構想	P30	3.医療保障(1)現状認識と課題⑤		〈修正案〉 個人がそれぞれの特性や環境に応じた予防・健康づくりや、保険者によるより積極的な保健事業の推進、 <u>若年期からの医療保険制度や健康への関心を高めるための教育機会を設けることが課題である。</u>	若年期から医療や健康へ関心を持つことの重要性が前段に記載されているが、医療・健康に関する教育機会の充実も重要であるため、追記。
社会保障構想	P32	3.医療保障(2)①bキ)		〈修正案〉 医療DXを推進し、レセプト電算処理システムの導入、電子処方箋や電子カルテ情報の共有を通じて、医療の効率化・適正化や薬剤の多剤・重複投与の是正をはかるとともに、データ分析の強化などを通じて医療の質の向上につなげる。 <u>そのため、医療機関、保険者、自治体等関係機関の連携を強化する。また、医療DXにより生じる保守運用コストについても十分な財政措置を講じる必要がある。</u>	医療DXを推進し、医療の効率化を高め医療の質の向上につなげるためには、関係機関の連携が不可欠であり、そのための法整備も必要と考えるため、追記。また運営コストが割高になることへのリスクにも対応が必要。
社会保障構想	P33	3.医療保障(2)③a)		〈追記案〉 <u>オ) 現行の健康診断制度について、実施主体により相違があり、煩雑で分かりにくいことから、実施主体間での健診結果等の共有や連携強化を推進するなど、国民の健康増進につながる仕組みとしていく必要がある。</u>	現行の健康診断制度は、使用者が被用者に対して実施義務のある事業者健診(労働安全衛生法)、保険者に実施義務のある特定健診(高齢者の医療の確保に関する法律)、市町村が実施するがん検診(健康増進法)など、複数の法律と実施主体のため分かりにくく、健康診断に対する認識が希薄になりがちであること、また、健診結果が実施主体間で共有されておらず案内が重複したり健診結果がその後の健康づくりの行動に十分に活用できていないと考えられることから、健診結果の共有をすすめることともに実施主体間の連携をはかることで、その後の二次受診等の働きかけ等、責任の明確化も必要であるため、追記。
社会保障構想	P32	キ)	キ)医療DXを推進し、レセプト電算処理システムの導入、	レセプト電算処理システムの導入 <u>普及促進</u>	すでに導入済みのため
社会保障構想	P32-33	イ)とオ)		<反映希望> 退職者健康保険制度については、保険者機能が発揮できる制度設計となるよう、「退職者健康保険(仮称)」のみにこだわらず、引き続きの検討が必要。	
社会保障構想	P33	②効率的かつ公平な医療保険制度b)エ)	20歳以上の無就業・無収入者の国民健康保険加入については、国民健康保険加入による各医療保険制度への財政的な影響、低所得者への減免措置等を含め検討し、	<加筆> 20歳以上の無就業・無収入者の国民健康保険加入については、国民健康保険加入による各医療保険制度への財政的な影響 <u>がないよう十分に配慮しつつ</u> 、低所得者への減免措置等を含め検討し、	

対象 ※プルダウンから 選択	ページ	項目	連合の原案	意見・修正案	【E列に修正案を記載した場合のみ】 修正理由
社会保障構想	P33	3.医療保障(2)②b) カ)		<p>&lt;意見&gt; 国民健康保険の財政基盤は喫緊また将来に向けても極めて重要な課題であることから、特段の配慮を求める。</p>	
社会保障構想	P33	③予防・健康づくりを通じた幸福の追求 a) 予防・健康づくりの普及・啓発		<p>&lt;追記&gt; エ)保険者は健診・医療・介護情報を活用したデータヘルスの推進と、対象者を選定した保健事業(ハイリスクアプローチ)を積極的に進める。その際、国保連合会はKDB等を活用した生涯を通じた健康づくり等の支援を行う。また、実施にあたっては、国による財政支援を充実する。</p>	「健康日本 21(第三次)」やデータヘルス計画等の着実な推進と、そのための財政支援の充実が必要との観点から加筆。なお、保険者にはPDCAサイクルを意識した保健事業の展開が求められているが、国保連合会による支援のもと、KDB等のデータを分析することにより、地域住民の健康課題を明確化し、事業計画を策定したうえで、それに沿った効率的・効果的な保健事業を実施することや、その評価を行い、次の課題解決に向けた計画の見直しが可能になると考える。
社会保障構想	P33	脚注24と25	二次検査の受診を全額保険者負担化／選定療養費の一部減免 特定検診・特定保健指導	<p>&lt;質問&gt;二次検査の受診を全額保険者負担化／選定療養費の一部減免の対象者や対象疾患の想定を教示いただきたい。またすでに保険者努力支援制度により、特定健診・特定保健指導の実施実績(受診率等)に応じたインセンティブが配分されているが、さらなる強化策を想定しているのかご教示いただきたい。 &lt;誤記修正&gt;特定健診・特定保健指導</p>	
社会保障構想	P33	③予防・健康づくりを通じた幸福の追求	ウ)保険者は被保険者への情報提供の充実、AI・ビッグデータを活用した医療費通知の内容充実、本人・家族申請によるレセプトの開示などを積極的に進める。	<p>&lt;質問&gt; AI等を活用してどのような情報提供や医療通知の充実化が図られるのか、その内容について教示いただきたい</p>	
社会保障構想	p. 45	6. 年金・所得保障 (1)①		<p>&lt;修正案&gt; 国民年金の保険料納付率は年々上昇しているものの、未納率は約17%と少なくない水準にある。また、20歳以上を対象にした意識調査によれば、社会保障制度の中で「もっとも将来が不安である」項目として「公的年金の給付の十分性」が約5割を占めており、突出している。年金制度の信頼性や納付性を確保するためには実施体制の強化とともに、年金制度の意義や内容、将来の見通しなどに関する一層の理解促進が課題であり、とりわけ学生・生徒を含めた若年層に対する年金教育の強化が重要である。</p>	年金制度の仕組みなどに十分な知識や理解がないまま、被保険者となっていることが多く、納付性を高めるためには年金教育の強化が必要と考えるため、追記。
社会保障構想	P46	(2)改革に向けたアプローチ		<p>&lt;最後に追記&gt; なお、被用者保険のさらなる適用拡大にあたっては、国保連合会が国保保険者に対して人件費等のコストを適正に単価へ価格転嫁できるような措置を講ずるべきである。また、国民皆保険を守る観点から、年金・医療保険それぞれのあり方について継続的に議論する必要がある。</p>	

対象 ※プルダウンから 選択	ページ	項目	連合の原案	意見・修正案	【E列に修正案を記載した場合のみ】 修正理由
社会保障構想	P46	6.年金・所得保障 (2)前文		<追記> なお、上記改革にあたっては、それに伴う事業所や被用者への影響なども慎重に検討し、理解を得ながら段階的に進めていく。あわせて、実務を担う日本年金機構の人員・予算の確保は不可欠であり、システムも含めた業務運営体制を拡充する。	「全被用者への被用者保険の完全適用」「第3号被保険者廃止」については、事業所や被用者の理解が不可欠であり、また実務を担う日本年金機構の業務運営体制の拡充がなければ改革が円滑に進まないと考えるため、追記。
社会保障構想	P47	6.年金・所得保障(2) 1)	c)第3号被保険者を縮小するため、	<d)の後に、e)追記> 低年金・無年金の解消にあたり、国民年金保険料の免除は申請・申出ではなく、マイナンバーの活用など所得情報を確認のうえ、免除承認を自動的に行うシステムとする。	低所得者であっても、国民年金保険料免除申請を行わない場合が未だ多くある。また、免除申請勧奨のために多大な労力と財政が費やされており、職権免除の仕組みの法定化も含め、年金受給権確保のため、制度の見直しが必要と考える。
社会保障構想	総論			<総じての意見> 「全被用者への被用者保険の完全適用」「第3号被保険者廃止」については、それによる影響を慎重に検討する旨の記載を求める。難病や精神疾患による要介護状態化も数多くあるため、その場合の対応策も不可欠。また、自治体・運営側の負担増加や制度運用の複雑化も懸念されるため、十分な移行措置と財政的支援を確保することも不可欠といえる。	
教育制度構想	P4	III.1.入管法記載の前に加筆	III.教育制度に関する現状と方向性 1.教育費の無償化・学びの機会の保障	<修正案> あわせて、健全な発育と生涯を通じた健康の維持に欠かせない正しい食習慣を身につけるためにも、学校給食を無償化し、地産地消、バランスのとれた献立、伝統料理の普及や残渣問題への対応などの実践が求められる。	公教育における食育の重要性について加筆。
教育制度構想	P6	4.財源のあり方	教育制度の位置づけや、各財源の性格、実現可能性に鑑みて、教育にかかる費用は社会全体で負担すべきであり、税によって賄うのがあるべき姿である。	<修正> 教育にかかる費用は「給食費まで含めて」社会全体で負担すべきであり	公教育における食育の重要性について加筆。
教育制度構想	P9	2.義務教育(1)	主権者として、社会保障や税、労働法など働く者の権利と義務など働くことに関する知識を学ぶ機会を保障する。	<修正>主権者として、社会保障や税、労働法など働く者の権利と義務も含めた、働くことによる社会参画について学ぶ機会を保障する。	義務教育においても働くことを軸とする社会のイメージを伝えるために加筆。
教育制度構想	P9	2.義務教育(2)	子どもたちが、政治や社会に関心を持ち、法治国家である我が国において法律と無関係でいられないことや、自らが主体的に政治参画していくことの意義について学ぶなど、主権者として必要な資質を育む。	<修正> 子どもたちが、政治や社会に関心を持ち、法治国家である我が国において法律と無関係でいられないことや、また地方自治体(地方政府)においても公共心を育みつつ、自らが主体的に政治参画していくことの意義を学ぶなど、主権者として必要な資質を育む。	「公共」について高等教育だけでなく義務教育段階でも課題とすること、地方における民主主義の実践を促すために加筆。

対象 ※ブルダウンから 選択	ページ	項目	連合の原案	意見・修正案	【E列に修正案を記載した場合のみ】 修正理由
教育制度構想	P9	【Ⅱ. 学校・社会教育を通じた労働教育・主権者教育】 【連合がめざす社会像】		<修正案> ○これまでの進展を踏まえ、以下のとおり目指していく。 ・新たな学習指導要領のもと、高等学校で必修科目となった「公共」をきっかけに、主体的に国家および社会の形成に参画するために必要な能力や、働く上で必要なワークルールなどに関する知識を深め活用できるよう、すべての教育段階における労働教育および主権者教育をカリキュラムに盛り込むなど、 <b>専門的な知識を持つ行政機関とも連携し</b> 充実をはかる。	専門的な知識を持つ社会保障分野の行政職員等も教育に活用することを検討すべきと考えるため、追記。
教育制度構想	P10	【Ⅱ. 学校・社会教育を通じた労働教育・主権者教育】 3. 高等学校教育		<修正案> 4. から3.へ移動。 <b>(2)社会保険の仕組みに関する基本的な知識、相談窓口などについて学ぶ機会を確保する。</b>	4. 高等教育に記載されているが、高等学校教育から学ぶ機会を確保することが重要と考えるため。 (将来的には、義務教育段階から社会保険の仕組みを学ぶ機会を確保すべき。)
税制改革構想	P5	Ⅲ.1.(1)	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、わが国のセーフティネットの脆弱性が改めて浮き彫りとなるとともに、緊急対応としての巨額の国債発行により、税財政は深刻化したが、その後の名目賃金や物価の上昇などを背景として、回復しつつある	<修正> 税財政は深刻化したが、その後の名目賃金や物価の上昇などを背景として、 <b>税収については回復も見られつつある</b>	税収については回復の兆しがあるが長期債務残高は依然高水準にある。
税制改革構想	P12	3.(3)	消費税は、景気の影響を比較的受けにくい高い財源調達能力を有する。全国民が広く負担をする消費税を、将来にむけての社会保障の安定財源として位置づけ、充当する社会保障の範囲を明確にし、段階的に引き上げていく。	<修正> 全国民が広く負担をする消費税については <b>逆進性の解消に留意しながら</b> を、将来にむけての社会保障の安定財源として位置づけ、充当する社会保障の範囲を明確にし、段階的に引き上げていく。 <b>その際は、国と地方の配分についてもあわせて検討する。</b>	消費税のあり方については国・地方一体となって議論が必要。
税制改革構想	P16	6.3)	なお、消費税を社会保障財源に全額充当するため、地方交付税の算定から消費税(国税)を除外し、所得税・法人税の算定割合を増やす <b>新たに相続税を加える</b> 。中期的には所得税の再構築や自然増収などを中心に必要財源を確保することとするが、当面不足する財源については、国で責任を持って手当てする。	<修正> <b>～除外する。ただし、地方交付税は自治体における社会保障費にも充当されていることから、その影響がないよう、所得税・法人税等の交付税算定割合を増やす。中期的には所得税の再構築や自然増収などを中心に必要財源を確保することとするが、当面不足する財源については、国で責任を持って手当てするとともに、所得税・法人税の不安定性についても十分な対応を求める。</b>	地方における社会保障費の負担もあることから、その旨を記載。また、景気動向に左右されづらい消費税を交付税財源から除外する際の対応についても記載を求めるところ。
税制改革構想	P18	9.(1)のタイトル	(1)「新しい公共」による社会課題の解決	<修正> (1)「新しい公共」多様な主体との連携による社会課題の解決 国内において多様な主体の参画を促すキーワードの一つが「新しい公共」である。「新しい公共」とは、公共サービスの提供あるいは社会的課題の解決はを政府や行政任せにするのではなく、NPO・NGOなどの市民組織、企業、協同組合などの事業団体、労働組合などの主体的な参加・協働によって進めていく必要があることである。「新しい公共」の推進による、市民の意志を反映した社会的課題の解決の広がりは、「働くことを軸とする安心社会」を実現する基盤としても重要であり、その担い手であるNPO法人などの活動を支援していくことが引き続き求められる。	「新しい公共」との言葉は現在あまり使用されていないため、「多様な主体との連携」とすべき。
税制改革構想	P28	Ⅱ. 個人所得税(所得税、個人住民税)6-2.(2)		<意見> 「年金保険料の大幅アップ」とあるが、何を指しているかが不明瞭なため、説明を補足する必要があるのではないか。	

対象 ※プルダウンから 選択	ページ	項目	連合の原案	意見・修正案	【E列に修正案を記載した場合のみ】 修正理由
税制改革構想	P37	2.(2)	(4)「国と地方の協議の場」などを活用し、地方財政計画の策定や地方交付税算定を行うなど、決定プロセスの透明化をはかる。	<修正> (4)「国と地方の協議の場」などを活用し、 <b>より自律的な地方財政制度の確立をはかる</b> 。地方財政計画の策定や地方交付税算定を行うなど、決定プロセスの透明化をはかる。	地方財政計画等まで含めた、より抜本的な制度設計の改善にむけて「国と地方の協議の場」を活用。
税制改革構想	P37	3.(2)のあとに(3)を追加	3. 地方分権の推進に向けて国庫補助負担金や交付金制度のあり方を見直す。	<追加> (3) <b>その際は、地方税への税源移譲や地方交付税による格差是正のあり方なども含めて検討を行う。</b>	一括交付金を地方交付税化した場合、不交付団体など財政力が比較的強い自治体には減額として現れ、税源移譲した場合は大都市圏に厚い配分となるため、いずれにしても格差是正調整が不可欠。
税制改革構想	P37	5.(1)		<削除> (1)「ふるさと納税制度」については、本来寄附金は経済的利益の無償の供与であることに鑑み、過度な返礼品の規制や個人住民税・法人関係税の特例控除の段階的な縮減など、制度・運用の両面において実効性のある改善をはかる。 <b>また、ふるさと納税の理念を周知徹底して、納税者や地方自治体における適切な制度活用を促す。</b>	①「居住地課税」という課税原則(受益と負担)にそぐわない、②地域の特産物の適正価格破壊と地場産業の自治体依存という歪みを生み出す、③一過性の予算増加・減少など税収の不安定さを招くなど、自治労としては基本的に廃止のスタンス。
税制改革構想	P39	1.①		<追加> いわゆる「当分の間税率」を廃止する。また、課税根拠を失っている自動車重量税を廃止する。 <b>その際は地方財政に影響を及ぼさないための措置を講じる。</b>	軽油引取税等の税収が一般財源化されているため、その減収は自治体財政全体に影響する。政府も当初、暫定税率分も含めた税率のあり方を税制抜本改革時に検討していることから加筆。
税制改革構想	P40	2. タイトル		<修正> <b>2. 公共サービスを支える多様な主体を支援する税制</b>	「新しい公共」を言い換え。